



# 障害児入所施設及び障害者支援施設等におけるライフステージに合わせた支援について

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課

# 過齢児を生み出している現状

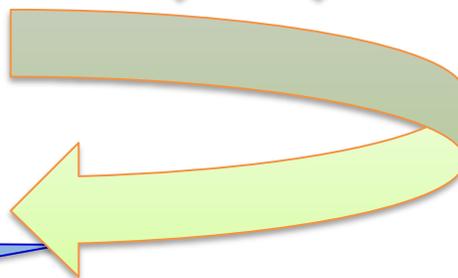
## 障害児入所施設



## 障害者支援施設



移行不可



過齢児

障害者支援施設を利用したくても、障害者支援施設の定員に空きがなく、入所先が見つからない。その結果行き先がなく過齢児となってしまう。

# 障害者支援施設の現状及び課題

## 障害者支援施設

**満床**



**高齢化**

65歳以上になっても介護保険サービスへの移行が進まない



## 介護保険サービス



神奈川県内の障害者支援施設利用者全体の約20%が65歳以上の高齢者である。

障害者支援施設に入所している利用者は高齢化しているが、介護保険サービスへの移行が進まないため、定員に空きが出ない。そのため障害児入所施設から障害者支援施設への移行が進まない。

# 障害児者のライフステージに合わせた支援について

## 障害児入所施設

## 障害者支援施設

## 介護保険サービス



障害者支援施設に入所している利用者がGH等への地域移行を行ったり、65歳以上の利用者が介護保険サービスへ移行ができた場合、報酬上の評価を行うことで移行が進み定員に空きが生じる。障害者支援施設に空きが生じることで障害児入所施設からの移行を促進できる。

## まとめ

○過齢児問題は、障害福祉サービス全体の問題として捉えると当事者がライフステージに応じた福祉サービスを利用できていない。

(児童→児童福祉サービス、成人→障害福祉サービス、高齢者→高齢福祉サービスの利用)

○ライフステージに応じた福祉サービスの利用を促進する施策が必要



### 必要となる施策の具体案

○過齢児等（高3年代の児童を含む）の移行と受入を行った事業所に加算を創設する。

○障害者支援施設から希望する生活の場への地域移行を行った施設に加算を創設し報酬上の評価を行う。

○障害者支援施設は介護保険の適用除外施設のため、自治体によっては要介護認定を受けることにハードルが高い。介護保険サービスへの移行を希望する方のために介護保険サービスへの移行をスムーズにする枠組みを創設する。